

監査報告書

特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金（ACEF）

理事長 荒谷 出 様

2026年4月23日

特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金

監事 桃井明男



監事 大江 浩



私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度の監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び評議員の業務執行の状況に関する監査にあたっては、理事会及び評議員会に出席し、必要と認める場合には、質問及び意見を述べました。

また、経営及び財産の状況に関する監査にあたっては、会計帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

2 監査意見

監査結果、法人の業務は、法令及び定款並びに事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められました。

よって、私たち監事は、上記の事業報告及び計算書類が、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金の2026年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行及び経営状況並びに同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上